

平成 28 年度事業計画書

自 平成 28 年 6 月 1 日

至 平成 29 年 5 月 31 日

I. 概 要

内閣府の7月の月例経済報告によれば、我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済で弱さがみられており、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。また、英国のEU離脱問題など、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。さらに、平成28年（2016年）熊本地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。

冠婚葬祭互助会業界を取り巻く環境は、少子・高齢化、消費者意識の変化により、引き続き舵取りの難しい経営環境が続いているが、地域に根ざしたサービス業として、堅調な発展を続けている。

そのような中、全互協は我が国の儀式文化の継承・創新のための更なる検討と消費者への啓発、消費者への冠婚葬祭及び互助会システムに関する有益な情報の提供、消費者に安心して利用頂けるような環境づくりのため、経営者はもとより、現場レベルでの法令遵守・理解の徹底、消費者にわかりやすい説明の実施、消費者に対して質の高いサービスの提供、消費者とのトラブルが発生した際の適切な対応、会員管理の推進、財務をはじめとする経営に関する情報公開に向けた活動に取り組む。

また、不測の事態が発生したときの消費者救済措置である互助会加入者施行支援機構や災害時支援システムなどの一層の充実及びその重要性の消費者への啓発、法制化機構の検討などにより消費者の権利保護の強化に取り組む。

平成28年度は、次の会長基本方針に基づき事業を実施する。

平成28年度 全互協会長基本方針

1. 命題（大テーマ）

（1）互助会システムの存在理由の総括と未来への変革

戦後に発生したこの互助会システムが現在に至るまでどういった役割を果たしてきたのか。その功罪をしっかりと分析した上で21世紀における互助会の役割とシステムを法律を睨みながら変えるべきところを変え消費者に必要とされるシステムに改善していく。

（2）「全互協ブランド」の創設と消費者向け発信能力の向上

従来、全互協は加盟互助会向けの施策が多く、2000万人を超える各社の保有する互助会会員向けの施策は多くはなかった。我々が本来与えられている社会的責務を再確認し互助会会員に寄り添う機関としてブランド力の向上を念頭に活動を見直す。

（3）業界を取り巻く諸問題についてのスムーズな解決

既に現実化している業界内の問題に対して適切な解決方法を策定し、互助会事業者の安定した健全な発展の道筋をつける。

2. 小命題（具体的個別テーマ）

1 冠婚葬祭儀式と互助会を見つめ直す活動

(1) 儀式文化継承のための検討と発信

消費者は過去と違い膨大な情報量の中で生活している。その結果過去の慣習やしきたりにとらわれないで自らの生活様式を変化させてきた。我々の取り扱う二大儀式についてもこの10年で大きく変化をしているが、古来より続く儀式の本質の部分がややないがしろにされてきているとも言える。互助会が果たしてきた役割も含めて継承すべきものが何であるかをしっかり検討し、継承すべきものの大事さを訴える活動を外向きに行う。

(2) 儀式創新

一方で、海外の慣習や商業的施策によって過去になかった儀式や一地域でしか行われなかったこともおよそ一般的に認知され始めている。前年度においても検討を進められている「儀式創新」について更に深掘りをするとともにその具体的活動について検討をすすめる。

(3) 他団体とのコラボレーション

儀式の変化に伴い活動の形が変わってきている業界（仏教界等）との交流活動の可能性を検討し、儀式の本質を継承する活動の相互協力や互助会会員に有益な「情報」や「商品」を提供できないかの検討を行う。

2 全互協ブランドの構築

(1) 全互協の自主規制団体化について

冠婚葬祭互助会業界が不招請勧誘等の適用除外の可能性を残すために、（一社）全互協が、（公社）日本訪問販売協会と同様な自主規制団体化を行う。自主規制団体化に伴い、募集資格者等登録事業実施規程、契約者紛争等処理に関する規程、消費者契約に係るコンプライアンス確保等に関する規程等を整備し、対応を行う。

(2) ポスト27年問題（財務状況等監督・立入検査方針）への対応策

昨年6月に発表された「財務状況等監督・立入検査方針」について、今後、遵守すべき財務の体制の強化等についての検討を行う。

(3) 冠婚葬祭施行品質の平準化（施行品質評価認定事業／全互協品質認定マークの付与）

消費者が安心して施行の依頼ができる事業者としての客観的な位置づけ（全互協ブランド）の構築のため施行技術（見積もり・施行内容）の標準化の作業をすすめる他団体でない「信用」をブロック活動を通じて構築する。（研修会・一般向けセミナーの共同開催等）

(4) オーダーメイド型契約約款の導入に向けてのシステム作り

生前予約型のオーダーメイド型契約約款の導入に向けての基盤整備について検討する。なお、実施に当たり業界内部のガイドラインの策定及び制度導入に当たり新たな保全のあり方について引き続き検討を行う。

3. 業界を取り巻く課題の解決への取り組み

(1) 新セーフティネットの仕組みについての検討について

「新セーフティネット」研究会において、割賦販売法（前払い式）の法改正等も視野に入れた「新保護機構」の創設について検討し、報告書を取りまとめたが、新しいセーフティネットの仕組みである「新保護機構」についての実現等についての検討を昨年度に引き続き行う。また、冠婚葬祭産業の中長期展望について、具体的な対応策の検討を行う。

(2) 28年6月の全社情報公開にむけた対応

既に決議されている互助会の情報公開（財務データ含む）の更なる見直し、ルール of 構築等、適切な準備を進めスムーズな公開を行なうとともに、公開後の各社の運用状況を確認し必要に応じた対応を行なう。

(3) 対外発信能力の向上

全互協のホームページの対象を消費者や互助会会員に定めてホームページを改修するとともに、ホームページにより全互協の高品質で安心のサービスの取組みや社会的活動等を広く発信することにより、全互協の認知度向上と消費者の高い信頼を得られるように広報を行う。

(4) 社会貢献基金の使途の見直し

社会貢献基金により、我が国の伝統文化、伝統儀式である冠婚葬祭文化を振興し継承することを目的にした冠婚葬祭文化振興財団の立ち上げを検討する。

1. 総括運営事業（総務委員会）

1) 全互協の自主規制団体化について

冠婚葬祭互助会業界が不招請勧誘等の適用除外の可能性を残すために、（一社）全互協が、（公社）日本訪問販売協会と同様な自主規制団体化を行う。自主規制団体化に伴い、募集

資格者等登録事業実施規程、契約者紛争等処理に関する規程、消費者契約に係るコンプライアンス確保等に関する規程等を整備し、対応を行う。

2) 割賦販売法に基づく立入検査における指摘事項の改善取組について

行政と協議を行っている「契約約款の上級、高級等の表示」、「会員証関係（再発行手数料の徴収）」について解決を図る。

3) 解約手数料訴訟リスク低減について

引き続き、各種裁判結果等を検証し、解約手数料の訴訟リスクを低減させる対応策を検討する。

4) 「冠婚葬祭財団の事業検討PT」について

平成28年6月に「冠婚葬祭財団」を設立し、初年度は社会貢献基金事業の一部を行い、次年度以降の事業について「冠婚葬祭財団の事業検討PT」を立ち上げ、検討を行う際のフォローを行う。

5) 景品表示法について

一般価格と会員価格の差額表示等でどのような条件、水準であれば問題ないのか等景品表示法に係る問題点を専門家も含めて検討する。

6) 番号法、個人情報保護法について

引き続き、今後出てくるガイドライン等の情報を確認し、事業者が行うべき項目等について周知させる。

7) 災害支援、局地的災害支援に伴う管理体制の構築

備蓄物資の確認や情報連絡網の整備を行い、全互協内で共有を図ることと共に、災害時支援協定の締結の促進等を行う。

また、被災された互助会に対する支援のあり方、現状把握を含めた対応のあり方等を検討する。

8) 集団訴訟法・特定商取引法・消費者契約法等について

集団訴訟法・特定商取引法・消費者契約法等についての法規制に関する動向をフォローし、全互協内で情報の共有を行う。

9) モデル約款の整備

政策委員会が検討しているオーダーメイド型約款の新設、互助会加入者施行支援機構規約変更に伴い、現行モデル約款を変更すべき部分について検討を行い、対応する。

2. 政策事業（政策委員会）

1) オーダーメイド型約款の導入に向けてのシステム作り

生前予約型のオーダーメイド型約款の導入に向けての基盤整備について検討する。なお、実施に当たり業界内部の自主ルールであるガイドラインの策定、全互協の役割である実施要領、各種様式等を策定する。

2) 独居者等支援協定の制度導入に当たり新たな保全のあり方（信託）についての検討を行う。

3) 新セーフティネットの仕組みについての検討について

「新セーフティネット」研究会において、割賦販売法（前払い式）の法改正等も視野に入れた「新保護機構」の創設について検討し、報告書を取りまとめたが、新しいセーフティネットの仕組みである「新保護機構」についての実現等についての検討を昨年度に引き続き行う。また、冠婚葬祭産業の中長期展望について、具体的な対応策の検討を行う。

4) 互助会加入者施行支援機構管理運営規約、細則の見直し等

加盟互助会が除名された場合又は退会した場合等の規定の見直しについて検討を行なう。

5) ポスト27年問題（財務状況等監督・立入検査方針）への対応策

昨年6月に発表された「財務状況等監督・立入検査方針」について、今後、遵守すべき財務の体制の強化等についての検討を行う。

6) 協会内財務データ集計及び財務の把握について

会員互助会からの財務データの収集・整理について、会員互助会が行政に定期報告している財務データの収集・整理を昨年度に引き続き民間調査機関に委託し、経常収支比率、純資産比率、流動比率等の実態を把握し、収集したデータを参考にし、行政との財務に関する交渉等に活用する。

7) 情報公開への対応について

互助会の情報公開（財務データを含む）の適切な準備を進めスムーズな公開を目指すための検討を行う。

8) その他

集団訴訟法、消費者契約法、特定商取引法等についての法規制への業界としての対応、または、業界の進むべき方向性（例えば、インターネット契約等の新しい考え方）が発生した場合に、対応策について検討を行う。

3. 広報・渉外事業（広報・渉外委員会）

1) 広報の推進

消費者への業界の認知度・信頼度等の向上のための広報を行う。また会員サイトを活用しさらに充実化を図る。

(1) ニュースリリースの発信（随時）

全互協の活動・互助会事業に関して、マスコミ等に適宜配信する。

(2) 全互協ホームページ「冠婚葬祭ホットライン」

リニューアル（一次）が終了したが、引き続き会員向けページや互助会検索システムの効果的な機能について検討を行いリニューアル（二次）を行う。

(3) 住所不明・超長寿対策広報推進

超長寿対策と協会・互助会のイメージアップのためのテレビCMを27年度に作成したが、作成した映像の使用期限が残り1年あることから、各ブロックでのテレビCM放映や、テレビ放送以外の媒体の利用（電車内のCM、駅構内の電子公告）を検討する。

(4) 広告の掲載

消費者向けにメディアを活用した広報を実施する。

(5) 互助会通信

1. 定期発刊（偶数月）

加盟互助会等へ情報がより正確に分かりやすく伝わるよう製作し発行する。

2. 互助会通信のあり方の検討

会員向けの情報はHPの会員サイトへ掲載し、対外的に広報すべき情報は紙面で発行する。なお、紙面による互助会通信とHPへ掲載する電子媒体の併用について、両者の効果的な掲載方法を検討する。

(6) フューネラルビジネスフェア 2016 への協力

2016年7月5日～6日にパシフィコ横浜で開催される「フューネラルビジネスフェア 2016」への協力のために、講演内容やブースの展示内容を検討し、効果的な出展を行なう。

(7) 冠婚葬祭互助会にかかる小学生向け書籍について

子どもの儀式文化への理解と意識の醸成のために、小学生向け書籍を出版する。そのための、掲載内容の検討を行う。

(8) 香典に関するアンケート調査

5年ごとにアンケートを実施（前回23年度）しており、香典の金額などの香典に係るアンケートを行う。

(9) 全互協ロゴ・マーク

全互協のブランド確立とイメージアップのためにロゴ・マークの製作を行う。

2) 社会貢献基金制度の推進（※社会貢献基金助成事業等は冠婚葬祭文化振興財団で行う予定）

(1) 一般公募による助成事業

社会貢献活動を行う各種団体等への助成並びに社会貢献に資する調査研究を行う団体、個人を支援するため、次のとおり一般公募により助成対象者を募り、審査の上、助成する。

- ・対象事業 高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、環境・文化財保全、国際協力、調査研究
- ・募集期間 平成28年10月1日～平成29年2月28日
- ・審査期間 平成29年 3月1日～5月31日
- ・交付時期 平成29年 5月下旬

(2) 助成事業報告等

助成事業実施確認のため、適宜視察や中間報告会を開催し、進捗状況の確認や事業にかかる情報交換を行う。

(3) 社会貢献基金制度の充実化

- ・制度内容の見直しを行い、従来の公募制度の他、奨学金制度等について、引き続き検討し実施に向けて進める。

(参考) 災害の備蓄支援等については、支援の方法を含め新財団で検討を行なう。

3) 渉外対策の強化

(1) 賛助会平成会との関係強化

賛助会平成会との協力関係の強化策を実施する。

(2) 消費者団体との連携について検討を行う。

4. 研修事業（研修委員会）

1) 全互協ブランドの確立（施行サービスの向上）

ブランド確立のためのガイドライン（指標項目、採点方法等）の作成を受けて、実施フェーズに入る。具体的には、第三者機関の設置（評価スキームのフロー、規程の制定を経て、理事会承認）、認定方法、認定手順の確立（全互協ブランドマークの策定と配布方法、更新制の検討、第三者機関の関与（位置付け、スキームの規程の制定）等を経て、HP等への掲載を行っていく。

2) ブライダルプロデューサー資格認定制度の推進

(1) ブライダルプロデューサーの養成

婚礼部門従事者等の資質向上を図るため、ブライダルプロデューサー必修講座を開講するとともに、同講座の修了者を対象とした資格認定試験、さらにマスター級の受験者を対象とした講習会を実施する。資格認定試験に合格した者（マスター級受験者は講習会の受講を含む）には、認定証及びIDカードを交付する。

①第12回ブライダルプロデューサー必修講座

募集期間 平成28年 8月～ 9月

実施時期 平成28年10月～12月

研修形態 通信教育

②第12回ブライダルプロデューサー資格認定試験

実施日 平成29年3月

試験会場 チーフ級：全国6会場 マスター級：東京都内

③ブライダルプロデューサー（マスター級対象）講習会

実施日 平成29年3月、会場 東京都内

(2) ブライダルプロデューサー資格の更新手続き

マスター級以上の資格を取得し5年を経過する者を対象として、講習、試験、登録等の手続きを行う。更新手続きを経た者には、グランドマスター級の取得を新たに認定するとともに認定証及びIDカードを交付する。

申請期間 平成28年12月～平成29年1月

更新試験 平成29年3月、実施場所 東京都内

(3) ブライダルプロデューサー資格認定制度の見直し

ブライダルプロデューサー資格認定試験の運営について継続的に改善を行い、試験の安全かつ効率的な運用を図る。

(4) ブライダルプロデューサー資格の普及・PR活動

加盟互助会に対し、ブライダルプロデューサー資格認定制度の活用してもらうためにPR活動を行い、必修講座の受講者数及び認定試験の受験者数の拡大と同制度の普及を図る。

3) 後継者育成事業（事業承継支援）

昭和23年に冠婚葬祭互助会が誕生して以来68年が経過し、その間、加盟互助会において経営者の世代交代が進み、二代目、三代目へと事業が引き継がれているところである。また、協会執行部や各種委員会活動においても役員の世代交代が行われ、若手の人材の台頭によって互助会業界が活性化しつつある。

こうした現状に鑑み、更なる次の世代交代に向けて20～30代の若手経営者・次期後継者を育成するとともに、将来の互助会業界を担うべきリーダーが集い、業界を取り巻く諸問題について互いに研鑽しながら自由闊達な議論や情報交換の場を提供することを目的として『（仮称）互助会青年部会』の創設を検討する。

4) 海外研修報告書の作成・配布

4月5日（火）～11日（月）に実施した「ニュージーランドにおけるブライダル&フューネラル視察研修会」の報告書を作成し、参加者及び加盟互助会各社へ配布する。

5) 葬祭ディレクター技能審査試験への協力等

(1) 葬祭ディレクター技能審査試験運営への人的支援

葬祭ディレクター技能審査試験の実施にあたり試験委員等の人的支援などを行うとともに、葬祭ディレクター技能審査協会（全互協関係）及び全互協研修委員会との合同会議を開催する。

(2) 葬祭ディレクター技能審査試験受験者への研修支援

葬祭ディレクター講習会の企画実施を目的とした各ブロックからの申請に基づき研修支援として助成金を交付する。

5. コンプライアンス事業（コンプライアンス委員会）

1) コンプライアンス研修会の実施について

協会が定めるコンプライアンスガイドブックの普及と加盟互助会各社におけるコンプライアンス体制の整備・強化を目的として、「互助会経営者及びコンプライアンス責任者研修会」を実施する。

（第9回互助会経営者及びコンプライアンス責任者研修会）

①実施時期 平成29年2月22日（水）

場 所 （東京ブロック内）

②実施時期 平成29年2月23日（木）

場 所 （近畿ブロック内）

2) コンプライアンス体制強化に伴う教育実施報告書及び教育計画書並びに監査報告書の提出に係る実効性の確保について

会員互助会各社の更なるコンプライアンス体制強化に向けた取り組みの一環として、コンプライアンス教育の年間実施報告書及び次年度教育計画書（9月末日の年1回）、コンプライアンス監査実施報告書（9月末日の年1回）の委員会事務局への提出義務化に係る実効性を確保する取り組みを引き続き行う。

3) 会員管理対策の推進について

「全互協及び加盟互助会各社における段階別会員管理規程」に基づく会員管理の実効性を確保するため、互助会各社の実施状況を把握するとともに、規程運用に不備がある互助会に対しては指導等の方策について検討する。

4) 生前予約契約の一時払い型に関する協会自主規制の実効性の確保について

互助会契約の勧誘時に、一時払い型の生前予約契約を募集することにより消費者の誤認を招きやすいという実態を踏まえ、解約手数料の積算根拠については互助会契約同様の対応ができるよう、協会へ登録する一時払い型募集会社に対し通達推進する。

5) 互助会契約に係るクレーム撲滅への取り組みについて

互助会加入者、一般消費者より寄せられる苦情等を加盟互助会へフィードバックするとともに、必要に応じてコンプライアンス研修会、外務員教育責任者研修会でも活用し周知徹底を図って行く。

また、前年度に引き続き、互助会契約に係るクレームの撲滅を目的としたキャンペーン活動を企画し実施する。

6) 募集資格者登録制度（旧・外務員登録制度）の推進

(1) 募集資格者登録試験の実施

新規に外務活動に従事する者で、当協会が定める「募集資格者教育標準カリキュラム」に基づく教育を受けた者を対象に募集資格登録試験を実施し、合格者には募集資格者登録証を交付する。なお、「外務活動ダイジェストブック」を募集資格登録証配布時に合わせて配布しているが、内容が古くなっているため、改訂するか検討する。

実施日 第Ⅰ期登録試験 平成28年 8月18日(木)

第Ⅱ期登録試験 平成28年11月17日(木)

第Ⅲ期登録試験 平成29年 2月16日(木)

第Ⅳ期登録試験 平成29年 5月18日(木)

また、毎月の試験実施を目指しており、上記4回の開催月以外に、東京・近畿ブロックにおける隔月開催を検討していく。

(2) 募集資格者登録者の更新

新制度に移行することから、登録証を新登録証に切り替えるが、その手続き方法を検討して実施する。

(3) 募集資格者登録制度の継続的改善

① 教育内容の見直し

互助会事業に必要なコンプライアンス教育の徹底や消費者クレームの減少を図るために、保険業界の募集人登録制度など他業界の教育システムを比較研究し、外務員教本の改訂(冠婚葬祭互助会募集資格テキストの製作)を行って来た。本年度から新教本で実施する。これに伴うカリキュラムの改訂を行う。

② 募集資格者登録制度の見直し

自主規制化を目的とした規程改訂を受けて、細則の改訂を行う。また、試験回数の増加のためのシステム変更、ブラックリスト運用とそれに伴う登録情報の管理化、エントリーから登録カード発行までの時間の短縮化などを検討し、実施フェーズへと進めていく。また、教育内容についても、他の業界の試験制度等を勘案しつつ、教育の効果をより正確に評価できるよう募集資格者登録試験の問題形式等の見直しを進めており、新たな問題形式と設問にて実施する。

一方で、厳格な試験の実施運営と互助会・ブロック等の事務負担を軽減するために、Webによる登録者管理等諸手続きの実施、試験会場集約と会場への試験監督(第三者)の派遣について引き続き検討していく。

(4) 募集資格者登録制度の普及・PR活動

加盟互助会に対し、当協会が定める教育カリキュラムによる一定教育の必要性を説き、加盟互助会等において外務活動に従事する者が漏れなく登録されるよう制度の普及を図る。自主規制化により、募集資格者登録の取得がないと募集活動ができなくなるが、さらに外務員以外の契約・保全等で顧客と接点のある人も受験していただくよう促していく。普及目的に新テキストの一定数を年会費ランク別にして会員互助会に配布する。

7) 募集資格者教育責任者（旧 外務員教育責任者）の試験登録制度化等

(1) 募集資格者教育責任者研修会の実施

適切な募集資格者教育の実践のために、加盟互助会各社の募集資格者教育責任者を対象に研修会を実施して、責任者登録と更新を行う。

実施期間 平成28年10月～11月上旬

場 所 各ブロック

(2) 募集資格者教育責任者登録試験制度化

登録試験制度化を目指してカリキュラム・テキストを製作し、試験内容を検討する。

(3) 募集資格者登録試験指導者用教材の製作検討

募集資格者登録制度のカリキュラム、テキストの改訂を受けて、指導者である募集資格者教育責任者の指導用教材製作の検討をする。

6. 儀式継創事業（儀式継創委員会）

1) 儀式文化継承のための検討と発信

昨年度、人生儀礼の歴史と意味を整理のため、婚礼・通過儀礼アンケート、葬儀アンケートを昨年度実施し、この報告書の製作を行った。また、冠婚葬祭互助会業界が歴史的にどのような役割を果たし、どのように評価されてきたのかを検討するために、年表（世相を含む）を作成した。今後は、この報告をHPやニュースリリース等で発信していくとともに、クロスの細部の分析を行う。

2) 儀式創新

儀式の大切さをとり戻すため、儀式再興プロジェクトを進め、昨年度、

1. 人生儀礼 日本のしきたり

2. 正月行事と年中行事のしきたり

についてプログラムを作成したので、完成したプログラムについては、成人に向けて加盟互助会がイベントを実施して実践してもらうように奨めていく。

また、小・中学生に向けては文部科学省が推進している土曜学習応援団の活動に参画し、当委員会が策定するプログラムを用いて実践していただき、実施後は簡単な実践報告書を写真とともに全互協に送付してホームページに掲載すること、等を実施する。なお、小・中学生向けのプログラムは広報・渉外委員会と合同で、講談社にて図書館、小中学校向けの蔵書としての本を製作しており、これをテキストとして使用することになっている。完成は平成29年1月予定。

3) 他団体とのコラボレーション

① 全日本仏教会青年会との交流を通じて、どのような活動ができるか検討、実施する。

② 第20回フューネラルビジネスフェア2016（総合ユニコム主催・平成28年7月5日～6日）

於 横浜パシフィコ（横浜市・みなとみらい）展示ホール C・D

の実施・運営を行う

《実施内容》

○ シンポジウム（7月5日 A-1会場 9:40～11:10）

「-さらなる多死社会を迎える-供養業界の明日を考える」

全国石製品協同組合	理事長 太田 明 氏
全日本宗教用具協同組合	理事長 小堀 賢一 氏
全日本葬祭業協同組合連合会	副会長 石井 時明 氏
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	会 長 齋藤 斎 氏
一般社団法人日本石材産業協会	会 長 射場 一之 氏

○ 特別企画《後援団体 セミナー》（7月6日 14:00～14:30）

対 談「葬送儀礼の力を問う 『葬儀の本質とは』（仮）」

村山 博雅 氏 （全日本仏教青年会 顧問 第18代理事長）

一条 真也 氏 （作家・全国冠婚葬祭互助会連盟 会長）

○ ブース出展

7月5日 9:30～17:00

7月6日 9:30～16:00

なお、実施・運営にあたっては広報・渉外委員会と合同にて進めることとなっている。

③ 「アニバーサリーを推進する会」（一般社団法人全日本ブライダル協会

一般社団法人日本ジュエリー協会主催）

引き続き、活動に参加し、どのようなコラボ内容になるかを見極めていく。

4) 公開講座の実施

前年度（第2回講座）に引継ぎ3年目の公開講座の開催運営を行う。保存目的の映像収録も行う。

テーマ:少子高齢化社会における温かい生活を求めて-現代社会の抱える課題から-

5月20日（金） 現代社会が抱える課題（全体像）

みずほ情報総研(株) 社会保障藤森クラス-

主席研究員 藤森 克彦 氏

6月17日（金） 高齢者の独り暮らしを取り巻く課題

NHKチーフプロデューサー 板垣 淑子 氏

7月 8日（金） 介護社会を温かく生きる 有料老人ホーム・介護情報館

館 長 中村 寿美子 氏

10月21日（金） 都市と地方のお寺事情

僧侶・ジャーナリスト 鵜飼 秀徳 氏

11月18日（金） 少子高齢化社会と温かい未来に向けて

國學院大學教授・副学長 石井 研士 氏

一般参加者16名、協会関係者71名 合計87名（5/12現在）

また、次年度（4年目）の運営準備や、國學院大學以外での講座等の方法についても検討する。

7. 互助会加入者施行支援機構運営委員会（リスク管理一部含む）

互助会加入者施行支援機構制度を通じて、消費者の権利保護と互助会システムの維持に努める。

1) 経営相談室との連携

27年問題及びポスト27年問題に対応すべく、経営相談室との連携を図り、消費者の権利保護並びに互助会の信用保持のため取り組みを促進する。

2) 互助会加入者施行支援機構運営委員会及び同審議会の開催

互助会加入者施行支援機構運営委員会において、問題互助会を認定、引受互助会を選定し、互助会加入者施行支援機構運営審議会は、互助会加入者施行支援機構運営委員会の決定を受け問題互助会及び引受互助会の承認を行うと共に、支援補助金額を決定する。

3) 支援のあり方について

今後、現行の支援条件で救済についての課題を検討すると共に、互助会契約者保護機構との一本化を含めた支援条件等の変更についても検討を行う。

4) 互助会加入者施行支援機構管理運営規約、細則の見直し等

互助会加入者施行支援機構への第三次積立の終了後の対応について検討を行う。

5) 互助会加入者施行支援機構の広報

互助会加入者施行支援機構の運用益を活用し、消費者の権利保護に対する支援システム等について広報活動を推進する。

8. 互助会契約者保護機構事業（互助会契約者保護機構運営委員会）

互助会契約者保護機構制度を通じて、消費者の権利保護と互助会システムの維持・発展に努める。

1) 互助会契約者保護機構運営委員会及び同監査委員会の開催

互助会契約者保護機構運営委員会は、互助会加入者施行支援機構運営委員会において、問題互助会を認定、引受互助会を選定し、その決定を受け問題互助会及び引受互助会への支援及び引受保証の承認と支援補助金を決定する。

互助会契約者保護機構監査委員会は、互助会契約者保護機構運営委員会の決定内容について承認する。

2) 互助会契約者保護機構規約に基づく引受保証

引受保証対象の引受互助会に関して、保証会社より契約更改時に、引受保証額の確認及び、供託委託契約額に対する供託担保額の拠出の指示・確認を確実に実行する。

9. 運用委員会

互助会加入者施行支援機構及び互助会契約者保護機構の資産に対する運用規程、ポートフォリオの整備を行い、適正な運用を行う。

1) 互助会加入者施行支援機構及び互助会契約者保護機構の預り金について

互助会加入者施行支援機構及び互助会契約者保護機構の預り金については、元本保証商品で金利水準、運用期間を確認の上、運用を行う。

2) 互助会加入者施行支援機構及び互助会契約者保護機構の正味財産について

互助会加入者施行支援機構及び互助会契約者保護機構の正味財産については、運用環境を確認の上、ポートフォリオ、運用規程を作成し、それらに基づきリスク商品も含めた運用を行う。

10. 経営相談室

27年問題、ポスト27年問題に対応すべく、体制整備を行うと共に、施行支援機構、保護機構、保証会社との連携強化を行う。

11. 契約者紛争解決事業

1) 契約者紛争処理グループ

「契約者相談室」、「裁定検討会」、「裁定審査会」を契約者紛争処理グループとし、「契約者相談室」は電話による相談業務を実施し、苦情等があった場合に当事者間の解決を図るように尽力し、解決されない場合は、「裁定検討会」、「裁定審査会」であっせん案を検討し、当事者に提示を行い、解決を図る。

2) 倫理管理委員会

互助会及び募集資格者に対し、度重なる違反行為や特商法を中心とした関係法の「措置」が発令された場合に、処分の妥当性を判断し、妥当と判断した場合には、倫理審査会に提言を行う。

3) 倫理審査会

倫理管理委員会より互助会及び募集資格者に対し処分が妥当であるとの提言を受けた場合に、処分の種類等を判断し、理事会に提言を行う。

12. 政策統括室

総務・政策委員会の重要案件や割販法改正の検討に対し、サポートを行う。

13. 事務局

1) 個人情報保護のためのプライバシーマーク付与適格性審査事業

① プライバシーマーク付与適格性審査の実施

互助会が会員からの預りもの（財産）である個人情報を適切に保護管理し、個人情報保護法を遵守できるようにするため、各互助会が約款に基づき社内での個人情報保護体制と規程類の整備を確立するよう指導し、その体制および規程類の運用状況について、第三者によるプライバシーマーク付与適格性審査事業を推進し、もって一般消費者のプライバシー保護に資する。

② プライバシーマーク付与適格性審査の啓蒙推進

個人情報取扱い事業者としての認識を高め、プライバシーマーク付与認定（新規・更新申請）の重要性を高めるため、ブロック会議において啓蒙を推進する。

2) 事務局の拡充及び全互協データ管理システムの推進

事務局の拡充を図ると共に、全互協が保持している会員名簿及び施行概要等の各データをコンピュータで一元管理し、事務の簡素化、効率化を図る。

3) 税制問題の検討

総務委員会と連携して、消費税、法人税等の動向について周知を図る。